

## ■卒業の認定関する方針

学則第 27 条に定める以下の卒業要件を満たすこと。

- 所定の修業年限以上在学し、必要と定める教科課目を履修し、必要授業時間・授業回数以上を履修しなければならない。
- 各学期末の試験すべてにおいて必修課目、選択必修課目ともに 65 点以上の成績を修め、かつ、必要課目及び必要授業時間数等を履修した者
- 以上の要件を満たす者につき、校長は課程修了の認定を行い、課程を修了した者につき卒業を認定する。

また、学校行事を、正当な理由が無く欠席または放棄した者は、卒業認定を受けることができない。